

委員の眼

IFRS のアドプション論議
に関して

ASBJ 委員／伊藤忠商事（株）常勤監査役

よねや しょうそう
米家 正三

企業会計基準委員会（ASBJ）の委員を引き受けてから早8年目を迎える。また、IFRS Advisory Councilの委員を引き継いで3年目を迎える。この間、国際的な会計基準との調和からはじまり、コンバージェンス、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用、そして、いま、我が国会計基準とIFRSとのコンバージェンスの作業も大きな節目を迎え、また、IFRSアドプションの是非の論議も喧しくなされるなど、我が国会計基準の変遷にはめまぐるしいものがある。

一方、企業にとっては、内部統制報告制度や四半期開示制度の導入等とも相俟って、その負担感は極限にまで達している感があり、そのことも我が国におけるIFRSアドプション論議の妨げの一因ともなっている。

私は、世界で単一の高品質の会計基準というIFRSのチャレンジは、グローバル化の進展の中で、各国の資本市場を通じて企業活動に共通の透明性を持たせようとする試みでもあると理解している。各国がそれぞれ、経済、金融、政治的に安定した状況を作り出せるのであればそうした試みも殊更必要とは思わないが、グローバル化が必ずしも進歩ということを所与としていない、あるいは、リーマンショックの時のように往々にして行き過ぎることさえあることからすれば、市場インフラとしての会計基準に共通の透明性をというIFRSの試みも、一概に否定できるものではないと考えている。

他方、我が国会計基準は、金商法、会社法、税法の異なる法的枠組みの中で、1つの会計基準として発展してきた経緯がある。また、我々の共有してきた行動様式や価値観を背景にして発展してきた経緯もある。そういう意味では、我が国会計基準とIFRSとは、発展してきた背景、環境に異なるものがあり、グローバル化の進展と一言で表しても、まだまだ、互いの「常識」に異なる点もある。

例えば、我々の多くは、財務報告における利益には、投資家に対する報告という役割と、それとは明確に異なる、契約における役割があるとの「常識」を持っている。利益は、経営者を動機づけ、その業績を監視する役割を持ち、それは、投資家に有用な情報を提供することと同じくらい社会において重要であるという「常識」を我々は持っている。

それゆえ、我が国会計基準においては、報告利益はより重要なものとして位置づけられ、かつ、

精度の高い、硬質な利益が求められてきている。しかしながら、その重要な役割を担う報告利益—純利益について、我が国会計基準とIFRSのそれとは異なるものがある。公正価値についてもやはり。瞬時の価格変動が価値を生じさせるビジネス形態の企業であればともかく、多くの企業にとっては、その瞬間的な変動はなんらの価値を生むものでもなく、企業も投資家も、業績指標として期待しているものでもないはずとの我々の「常識」がある。しかし、IFRSのそれは、我々とは異なるところにある。

IFRSとは、そうした基本概念においてまだまだ幾つかの溝がある。財務報告の目的の軸足の置き方がちょっとずれているのである。常識・価値観がちょっと違うのである。それは、ちょっとの違いかも知れないが、一方、なかなか融合しにくいものでもある。

しかしながら、これだけ世界が身近に、つながりも強くなってきている中、日本が世界の中で存在感を示し、また、責任を果たしていこうとするならば、我々の常識・価値観が我が国だけで通用すれば良いということは決してない。我々の常識・価値観を世界で普遍的なものとしていくことが必要であり、そのためにも、世界に出て、世界をもっと知って、世界の動きをよく見て、世界の場で議論していくことが必要である。そうした中でこそ、共通のものの方の見方や判断の基礎を得、我々の価値観の中にある普遍性も見つけることができる。

そのことは、すぐには結果を生み出さないとしても、長期的には必ず大きな意味を持つ。我々の常識・価値観と異なるからといってその受入れを頑なに拒み続ける必要はない。また、我々の常識・価値観をいま一時に捨て去る必要もない。時間をかけて互いの常識・価値観を融合していけば良い。

強制力を持たない・持てない、原則主義としてのIFRSの限界、あるいは、世界で単一の普遍的な基準というものが果たして実現可能か、仮に実現可能としても、それが本当に良いことなのかどうか、という未知の課題はある。しかし、多様化の可能性を孕んでいるとしても、また、緩やかな準則のようなものに留まる可能性があるとしても、IFRSが、多くの国・地域で、共通の透明性の指針となり得る可能性があるのであれば、我々もまた、IFRSのアドプションにチャレンジしてみる意義はあるのではないかと。世界の多くの企業と同じ土俵に上ろうとすることが、すべての我が国企業に一方的に不利益をもたらすものとも思えない。

それゆえ、IFRSの受入範囲を早期に示すべきである。一定範囲の我が国企業は、IFRSの受入れに十分対応できる。負担の増加はあるが、それでもなんとか対応していける。早期に受入範囲を示すことによって、当該範囲以外の企業の懸念・負担感をなくすこともできる。

そのうえで、我が国会計基準とIFRSとのさらなるコンバージェンスについては、今後、IFRSがどういう方向に向かうかも見定めながら、我々が変化するか、IFRSが変化するか、あるいは、いずれも変化するか、焦ることなく、諦めることなく、時間をかけて進めていけば良い。また、その間に、企業の負担を軽減すべく、金融商品取引法における単体開示の是非等、関連するインフラの簡素化・廃止等も進めていけば良いのではないかと。

IFRSのアドプションを進めるには、開示制度全体に係る負担軽減も含め、企業の正当な経済的利益に十分配慮する必要があることは言うまでもないのだから。